

## 1 総務課

窓口取扱時間	(火～金) 8:30 ～ 17:00
	(土) 8:30 ～ 12:00

### 【窓口販売】

以下の物品および出版物を販売しています。窓口で購入申込書に記入の上、現金でお支払いください。なるべくつり銭のないようにお願いします。

- |             |        |        |
|-------------|--------|--------|
| ①コピーカード     | 1,000円 |        |
| ②絵葉書（写真5枚）  | 500円   |        |
| （四季4枚）      | 400円   |        |
| ③クリアファイル    | 100円   |        |
| ④バッグ（紺・緑）   | 各200円  |        |
| ⑤付箋（ポストイット） | 200円   |        |
| ⑥出版物        |        |        |
| ・東神大パンフレット  | ・神学    | ・伝道と神学 |

### 【郵便物について】

大学に配達された学生宛の郵便物は、受付印を押印し、普通郵便物はメールボックスに入れ、書留・小包類はその旨のお知らせをメールボックスに入れます。窓口を受け取りに来てください（6ページの注意事項もご一読ください）。

### 【学校行事・掲示について】

入学式や卒業式等の式典や全学修養会等の行事、特別礼拝等が行われます。学年暦や掲示を確認し、積極的に参加してください。

一般の掲示物に関しては、許可が必要です。窓口で許可印を受けてから掲示してください。期間が過ぎたものは、随時取り外します。

### 【施設使用申込み】（教室・集会室等の使用）

サークル活動、勉強会、委員会、クラス会等で教室・集会室等を使用する場合は、**事前に窓口へ使用申込書を提出してください。**

- ①定期使用（年間または前期・後期）：施設定期使用申込書を提出
- ②不定期使用：施設使用申込書を提出

（注意）使用後は、電気・空調を消し、窓を施錠して、机・椅子の原状回復をお願いします。飲食をする場合は、事前に申し出、後始末等をお願いいたします。

### 【駐車許可証の発行】

自家用車・バイクでの通学は、原則として許可していません。通院や育児等、特別な事情のため使用せざるを得ない学生は、窓口申請し、駐車許可証の発行を受けてから駐車してください。

学生寮の駐車場も駐車許可証の申請が必要です。

- ① 駐車許可証発行手数料：3,000円
- ② 利用期間：1年間（4月～翌年3月）
- ③ 申込み：年度初めに掲示してお知らせします。

### 【自転車の登録】

駐輪場（学生寮を含む）を利用する学生は、窓口で手続きを行なってください（無料）。利用は、卒業時まで有効です。

### 【ロッカーの貸出し】

- ① 利用対象者：通学生
- ② 使用期間：1年間（4月～翌年3月）
- ③ 年間使用料：1,000円（鍵の紛失・破損は実費徴収）
- ④ 申込み：年度初めに掲示してお知らせします。

### 【健康診断書の発行】

健康診断書が必要な場合は、学校または学校指定の医療機関で受診した健康診断書の写しと健康診断受診証明書を発行します（無料）。窓口にある購入申込書に提出先と使用目的を記入の上、申請してください。学校指定以外で受診した場合は、各自で対応してください。

### 【感染症罹患による欠席について】

学校保健安全法では、学生が次の表に記載の感染症にかかった際、学校が出席停止を指示することを定めています。出席停止に該当する感染症に罹患したときは、直ちに担任まで連絡し、治癒するまで学校を休むようにしてください。ただし、担任への連絡だけでは、「公欠願い」を提出したことにはなりません。来校時に「公欠願い」を記入のうえ、本人が教務課・学生課に提出してください。所定用紙は教務課・学生課前にあります。

また、インフルエンザ等の感染が疑われて、医療機関にかかる際には、初診時に「登校許可証明書」をお持ちください。「診断書」は高価であり、また治癒（治ったこと）を証明するものではないので、罹患（感染症にかかったこと）と治癒の両方を安価に

証明してくれる「登校許可証明書」をご活用ください。総務課にある所定用紙、または12ページをコピーしてお使いください。

◆学校保健安全法施行規則 第18条より抜粋：学校において予防すべき感染症の種類

	対象疾病
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

◆学校保健安全法施行規則 第19条より抜粋：出席停止期間の基準

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
  - イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。
  - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
  - ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。
  - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
  - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
  - ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
  - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の感染疾患のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状

況により必要と認めたとときに、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたととき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

### 【健康管理について】

#### ①医務室

原則水曜日に嘱託医が健康相談に応じますので利用してください。

日時については、掲示してある医務室カレンダーで確認してください。

#### ②全学健康診断

毎年4月に全学生を対象に健康診断を実施しています。(学外で実施する場合はその指示に従ってください。)

学校は集団生活の場でもあります。自己の健康状態を把握し、管理することが大切です。必ず受診してください。また、学外奨学金申請や介護等体験の際、健康診断書が必要な場合は、受診結果の写しを発行することができます。

#### ③学生保険

通学途中や正課中、及び学校行事中に怪我をした場合に備え、全学生は「学生教育研究災害傷害保険」に加入します。

事故が発生し、申請手続きをする場合は、速やかに総務課へ申し出てください。

- ・加入者が前述の範囲内で怪我をした場合、手続きによって治療費の還付を受けることができます。
- ・保険料は各自負担で、入学初年度に経理課に納めてください(納入期間等は掲示します)。金額と適用期間は、卒業までの最短在籍年数により異なります。留年した場合は、1年間のものを掛け直します。
- ・保険料額は次のとおりです。

学部1年次入学者 2,650円(適用期間4年間)

学部2年次編入学者 2,100円(適用期間3年間)

学部3年次編入学者 1,400円(適用期間2年間)

学部4年次編入学者 800円(適用期間1年間)

大学院前期課程1年次入学者 1,400円(適用期間2年間)

留年者 800円(適用期間1年間)

大学院後期課程在籍者は任意で加入できます(申し込みは別途お知らせします)。  
800円(適用期間1年間)



ご 担 当 医 様

東京神学大学

感染症治癒後 登校許可証明書記入のご依頼

学校保健安全法に定められた学校感染症の本学学生について、診断名および今回の出席停止が必要であったと考えられる期間を、下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】東京神学大学 総務課 Tel : 0422-32-4185 (代)

感染症治癒後 登校許可証明書

本人記入欄	学生氏名 :	学籍番号 :
	学年 : 神学部 ・ 大学院前期課程 ・ 大学院後期課程	

上記の学生は、下記疾病が治癒し、感染の恐れがありませんので、登校しても支障がないことを証明します。

疾病名（下記疾病の該当欄に○印を記入してください）

<input type="checkbox"/>	インフルエンザ	<input type="checkbox"/>	水疱（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	百日咳	<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱
<input type="checkbox"/>	麻疹（はしか）	<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	風疹（三日はしか）	<input type="checkbox"/>	その他伝染病（                      ）

初診                      20    年    月    日  
登校禁止期間        20    年    月    日から 20    年    月    日まで  
登校許可              20    年    月    日から

20    年    月    日

医療機関名・住所 :

医 師 名 (自署) : \_\_\_\_\_ 印

\*学生はこの証明書を総務課に提出してください。

\*この情報は、本学学内関係者のみで共有し、原則として第三者に開示いたしません。但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命/身体/財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではありません。